

再商品化率について（その1）

家電リサイクル法の
再商品化率について
見てみましょう



1. 概要

- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の再商品化率とは、回収された廃家電から、再利用可能な資源をどれだけ取り出せたかを示す割合のこと。

$$\text{再商品化率} = \frac{\text{再商品化された(*)物の総重量}}{\text{回収物の総重量}}$$

※再商品化：回収した資源を0円以上で売却すること

(例) $\frac{\text{リサイクル後の売却物重量(8kg)}}{\text{リサイクル前の製品質量(10kg)}} = \text{再商品化率80\%}$

- メーカーは再商品化等基準に従い、再商品化(リサイクル)をしなければなりません。

品目	商品化等基準	2023年度実績
エアコン	80% 以上	93%
テレビ	ブラウン管式	73%
	液晶・プラズマ式	85%
冷蔵庫・冷凍庫	70% 以上	80%
洗濯機・衣類乾燥機	82% 以上	92%
4品目合計		87%

再商品化率の基準・実績

次のスライドに続く

●特記事項

- 経産省 [家電リサイクル法の施行状況及びリサイクル実績](#)

再商品化率について (その2)

家電リサイクル法の再商品化率について
見てみましょう



2. 再商品化率の推移 (品目別)

